



NABARINISHI
名張西保育園

名張市南町506番地
TEL 0595-63-0577
FAX 0595-63-9929
E-mail nishiho@asint.jp



名張西保育園は名張市の中部地域に位置し、歴史と文化が
あふれる落ち着いた街並みの中心にあります。

【保育・子育て支援について】

- ・生後6ヶ月から保育します
- ・お子様とご家族に寄り添い、子育てのお手伝い（子育て支援）をします。
- ・延長保育、休日保育、一時預かり事業等を実施しています
- ・家庭的な雰囲気の中での保育です
- ・栄養のバランスのとれた温かい手作りの完全給食です
- ・おうちの方との交流やふれ合い活動を行っています
- ・地域の子育て支援をしています（なかよし広場、子育て相談等）



保育目標

いきいきと自らを発揮して
よく遊ぶ（学ぶ）子ども

- ・ 自然の中でのびのび遊び、友だちと一緒に味わう発見や感動体験がいっぱい溢れています。
- ・ 自己肯定感を高めることで、「嬉しい」「楽しい」を味わい、人も自分も大切にできる子を目指します。
- ・ リズミカルにしなやかな心と体で、生きる意欲を育てます。



食を育み、リズミカルに生活する力



自分の意志や考えを持ち、
協力しあえる力



自然と関わり、命を大切にする力



豊かな感情を表現する力

一人ひとりが輝く保育園

生活の中で「遊び」を見つけ、
遊びを通して「挑戦する心」、
「失敗から学ぶ心」を育み、
生きる力の根っこを養います。



友だちと共に育ちあえる姿



絵本の会



野菜の収穫



プール、水遊び



スポーツ教室、
サッカー教室など



運動会



書き方教室、
英語教室など

名張西保育園について

1. 利用施設

施設 の 名 称	社会福祉法人 弘仁会 名張西保育園
施設 の 所 在 地	名張市南町506番地
連 絡 先	電話番号 0595-63-0577

2. 職員の設置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1	1	0	
主任保育士	1	1	0	
保育士	25	16	9	
調理員	6	5	1	
その他の職員	14	0	14	

＊職員数は、実際の受け入れ児童数等により変動することがあります。

3. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から日曜日までとします（祝日を含む）。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）は休園となります。休日保育（日曜日・祝日）の利用は別途登録申請が必要となります。

4. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供します（土曜日を除く）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで及び16時30分から19時15分まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、時間外保育及び延長保育を提供いたします。

5. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。（0・1・2歳児）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

①特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給食費	主食費（3・4・5歳児） 副食費（3・4・5歳児）	1,500円/月 5,100円/月（免除対象者がいます）
教材費	保育に必要となる教材（画用紙、折り紙等）	100円/月（0・1・2歳児） 200円/月（3・4・5歳児）
保育用品代	保育に必要となる用品 （帽子、クレパス、はさみ、のり等）	実際に要した費用（実費）
絵本代	絵本購入（2・3・4・5歳児）	実際に要した費用（実費）
保護者会費	保護者会運営費	2,000円/半期
親子遠足積立	親子遠足旅費等の積立金	1,200円/月（4～11月）

②時間外保育及び延長保育に係る利用者負担金

名張市が定める利用者負担金の額とする。

6. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医又は保護者の指定する園児のかかりつけ医療機関、及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

7. 非常災害対策

非常災害に備え、保育園安全計画、消防計画、避難確保計画等を作成し、防火管理者を定めるとともに、避難及び消火の訓練や不審者対策訓練を定期的に実施します。

8. 虐待の防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。